2008年１１月４日

国土交通大臣　金子一義　様
国土交通省中部地方整備局長　佐藤直良　様
国土交通省中部地方整備局河川部長　山根尚之　様

設楽ダム建設を止め、みどりの流域圏づくりをめざす全国集会実行委員会
実行委員長　市野和夫

要　請　書

－設楽ダムの事業の見直し・中止を求めます－

私たちは、11月2日、新城市において「設楽ダム建設を止め、みどりの流域圏づくりをめざす全国集会」を開催しました。設楽町住民、豊川流域住民、関係下流住民、そして全国から多数の参加者を得て、別紙のような集会宣言を採択しました。

河川法第1条に盛り込まれた「河川環境の整備と保全」は、本来、自然の人為による生態系改変を抑制する意味をもつはずでした。しかるに、中部地方整備局（河川部）は、「河川環境の整備と保全」に資すると称して、莫大な血税を注いで人工構造物建設を進め、保全すべき生態系を大改変しようとしています。生物多様性ＣＯＰ10が愛知県で開催されるというのに！

豊川における設楽ダム建設計画、木曽川水系における長良川河口堰･徳山ダム建設の集大成としての木曽川水系連絡導水路計画は、美しい山河と豊穣の海を、取り戻せないまでに壊します。

「堤体は造ったけれど」構造的欠陥により完成しえないダムも全国には少なくありません。中部地整の補助によって堤体が作られた天竜川水系太田川ダムで生じているクラックは、「ダムはむしろ怖いものだ」と思わせるに十分なものです。

無駄で危険で環境を壊すダムに、限られた治水予算を費消していられる状態でしょうか？

「河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止」（河川法1条）することが、河川管理者の第一の役割のはずです。しかし真に河川流域住民を水害から守る施策は遅々として進んでいません。2000年の東海豪雨での破堤（必然的な破堤）は、新川でも、そして他の河川でも、再び三度起こりうることが、8月末豪雨でも明らかになりました。ダムや導水路建設に治水予算を優先配分することは流域住民の命を危うくすることに他なりません。設楽ダム建設計画の見直し･中止を強く求めます。

私たちは、当面の問題として、貴職に対し、以下のことを要請します。

記

１．設楽ダムに関心をもち行動する市民との公開討論会を開催すること。
２．起業地とされる設楽町の町民が、設楽ダムに関する学びを重ねて自らの町の将来を選び取ろうとしている今、建設促進に向けた一切の動きを止めること。
３．流域住民からの疑問・質問に誠実に答えること。

以上

連絡先：　**設楽ダム建設を止め、みどりの流域圏づくりをめざす全国集会実行委員会**
現地実行委員会　　Tel: 0532-54-7305